

市職員の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 29.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度 の人件費比率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	204,403	97,165,926	1,127,145	14,190,482	14.6	13.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

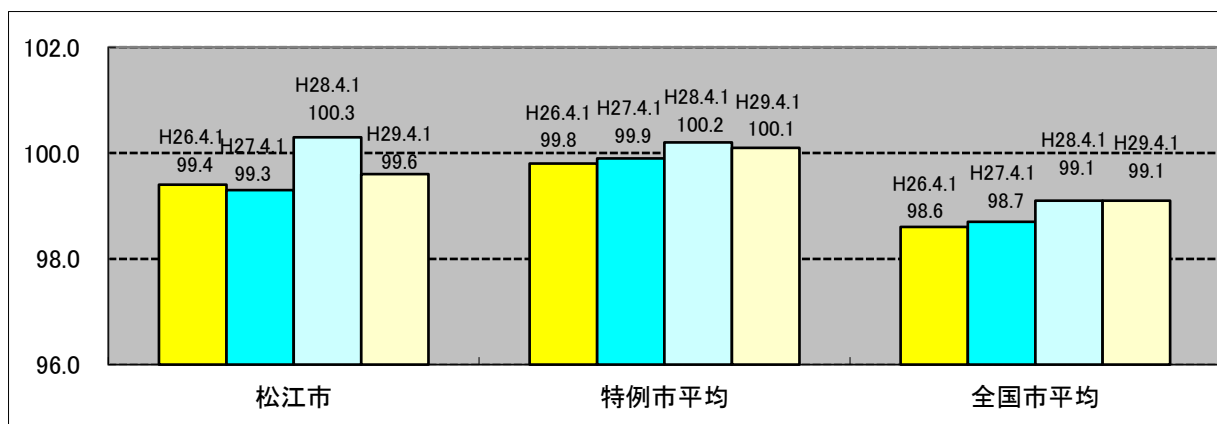
区分	職員数 A	給与				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特例市平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	1,586	6,356,530	1,088,081	2,474,930	9,919,541	6,254	6,425

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

2 特例市平均及び全国市平均のラスパイレス指数は、当該団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 未実施 〕

(給料表の改定実施時期) 平成 28 年 3 月 24 日
 (内容) 行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえて改正。
 また、水準引き下げの激変緩和のため、国に準じて平成 30 年 3 月 31 日までの間、経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表についても、国の給料表の改正内容を踏まえて改正。

②地域手当の見直し 本市は支給対象外地域のため該当なし

③その他の見直し内容

その他の手当についても、国の改正内容に準じて見直しを実施。

(5) 特記事項

管理職員は、行財政改革として 2%の給与減額措置を実施しています。
 (平成 30 年 3 月 31 日まで)

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松江市	45.4 歳	343,517 円	400,665 円	366,981 円
島根県	43.7 歳	329,445 円	397,264 円	354,869 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
特例市	41.7 歳	318,250 円	410,164 円	369,134 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	55.1 歳	327,391 円	357,971 円	329,800 円
うち給食調理員	55.3 歳	366,760 円	385,124 円	369,060 円
うち校務技師	61.7 歳	203,900 円	216,500 円	203,900 円
島根県	—	—	—	—
国	50.6 歳	286,833 円	—	328,360 円
特例市	49.3 歳	328,401 円	387,299 円	368,095 円

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
松江市	37.2 歳	302,048 円	350,431 円	326,253 円
特例市	38.9 歳	309,574 円	405,347 円	362,458 円

④高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松江市	48.7 歳	401,797 円	445,858 円
島根県	45.2 歳	371,317 円	420,293 円
特例市	44.8 歳	380,006 円	444,707 円

⑤幼稚園教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松江市	40.2 歳	308,403 円	345,906 円
特例市	39.6 歳	310,863 円	364,936 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 29 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		松 江 市	島 根 県	国
一般行政職	大 学 卒	167,600 円	179,215 円	178,200 円
	高 校 卒	146,100 円	146,932 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	143,500 円	—	—
消 防 職	大 学 卒	194,400 円	—	—
	高 校 卒	164,900 円	—	—
教 育 職 (高等学校)	大 学 卒	199,500 円	200,637 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	250,113 円	357,179 円	384,150 円	401,450 円
	高校卒	—	314,736 円	362,750 円	384,483 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
消 防 職	大学卒	276,075 円	※364,780 円	※401,556 円	※414,225 円
	高校卒	252,600 円	327,600 円	※375,400 円	※388,560 円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

2 ※印は、当該階層の職員が3人以下のため近似の階層の職員を含めた平均額です。なお、近似の階層にも該当がない場合は、—印で示しています。

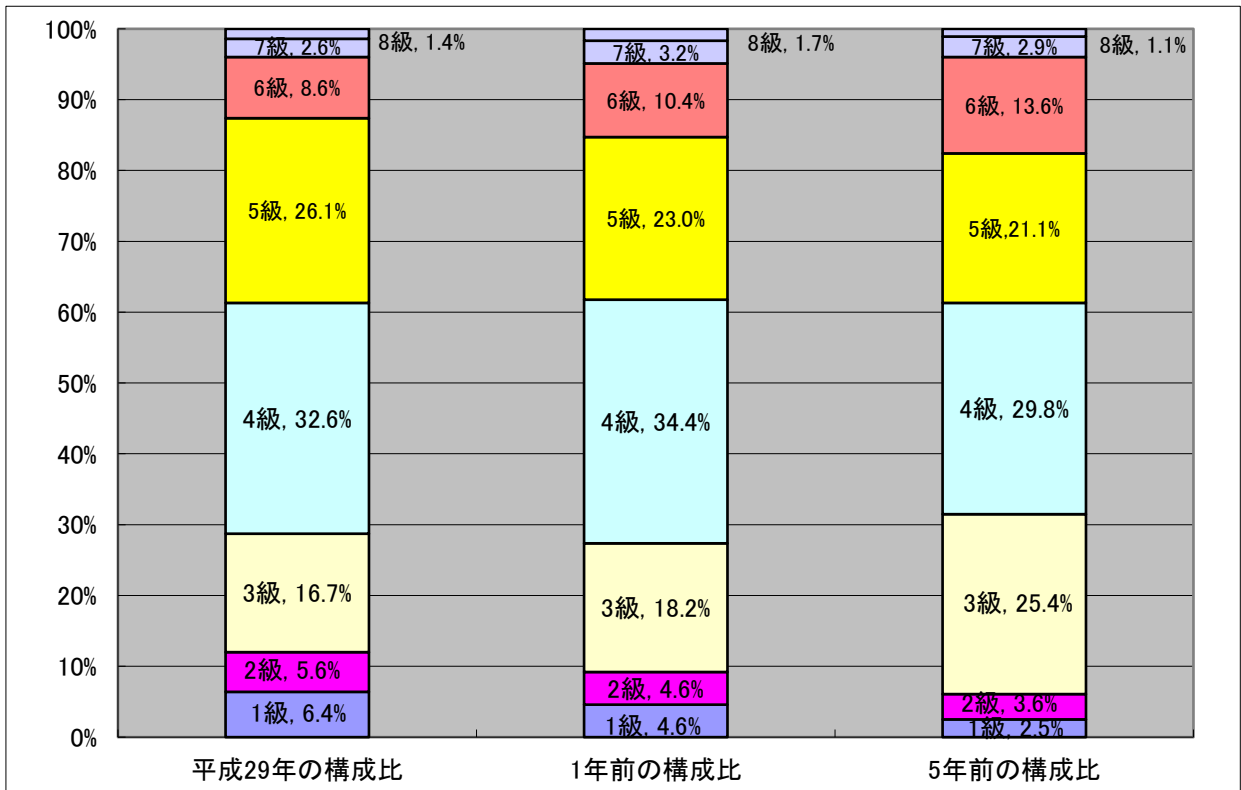
3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	65 人	6.4%	141,600 円	246,600 円
2 級	主任主事	56 人	5.6%	191,700 円	303,400 円
3 級	係長、副主任	168 人	16.7%	227,900 円	349,200 円
4 級	係長、主任	329 人	32.6%	261,100 円	380,200 円
5 級	課長補佐、主幹	263 人	26.1%	287,100 円	392,200 円
6 級	課長	87 人	8.6%	317,700 円	409,400 円
7 級	次長	26 人	2.6%	361,800 円	444,100 円
8 級	部長	14 人	1.4%	407,300 円	467,800 円

(注) 1 「職員数」は、松江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務内容です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（松江市）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	○		○	
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松江市	島根県	国
1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,447千円	1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,535千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.55月分 (1.25)月分 (0.85)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (松江市)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

松 江 市			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率 2~20%)			定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)		
1 人当たり平均支給額			1 人当たり平均支給額		
		3,775 千円			22,520 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 28 年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度決算)		0 円	
支給対象地域又は対象者	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東 京	20 %	0 人	20 %
医療職給料表(1) の適用を受ける職員	16 %	0 人	16 %

(4) 特殊勤務手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 28 年度決算)		15,304 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度決算)		50,510 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成 28 年度)		18.4%	
手当の種類 (手当数)		29	
手当の名称	主な 支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 28 年度決算)
税務手当	税務担当課職員	市税賦課徴収のため、臨宅して、 調査、検査、納付の督促に従事した 場合	253 千円
			左記職員に対 する支給単価
			日額 200 円 ~350 円

防疫等作業 手当	感染症防疫従事 職員	<p>(1)感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項、第28条第2項および第29条第2項に規定する業務に従事したとき</p> <p>(2)職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで、第7項、第8項及び第9項に規定する感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事したとき ((4)に掲げる場合を除く)</p> <p>(3)職員が家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病のうち、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、炭疽(そ)、ブルセラ病、結核病、鼻疽、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに市長がこれらに相当すると認める家畜の伝染性疾病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事したとき。</p> <p>(4)保健所に勤務する保健師の資格を有する職員が次に掲げる結核患者の療養指導に従事したとき。</p> <p>①感染症法第26条の規定により準用する同法第19条又は第20条の規定に基づく勧告又は入院の措置を受けた結核患者が退院を認められた後に行う療養指導</p> <p>②感染症法第26条の規定により準用する同法第19条第1項の規定に基づく勧告の必要がないと認められた結核患者に対する療養指導</p>	12千円	日額 290円 ～740円
保健指導 手当	保健師	結核患者等の家庭を訪問し、保健指導に従事した場合	112千円	日額 250円
保険料賦課 徴収手当	国民健康保険、 介護保険担当課 職員	国民健康保険料又は介護保険料賦課徴収のため、臨宅して、調査、検査、納付の督促に従事した場合	5千円	日額 200円 ～350円
行旅死病人 業務手当	行旅死病人業務 従事職員	旅行死亡人、病人を取り扱った場合	0千円	1回 2,500円 ～5,000円

福祉業務手当	福祉事務所職員	福祉事務所職員で、生活保護法による保護業務に従事した場合	1,740 千円	月額 5,000 円
		上記以外により臨宅して、調査、指導の現業事務に従事した場合	0 千円	日額 250 円
清掃業務手当	廃棄物処理業務従事職員	廃棄物処理（犬猫死体処理を除く）及びねずみ、害虫等の駆除作業に従事した場合	270 千円	日額 300 円
典礼作業手当	典礼職員	典礼の現場作業に従事した場合	0 千円	日額 350 円
特殊作業用車乗務手当	特殊作業用車運転手	特殊作業用車の運転作業に従事した場合	15 千円	日額 120 円 ～220 円
危険作業手当	廃棄物処理業務従事職員	ごみ焼却工場等において、焼却炉内等の灰出し等の危険作業に従事した場合	18 千円	1 時間 300 円
使用料等徴収手当	使用料等徴収担当課職員	滞納に係る市営住宅家賃、下水道使用料、受益者負担金等の臨宅徴収に従事した場合	0 千円	日額 350 円
滞納処分従事手当	市税、保険料、使用料徴収担当課職員	市税、国民健康保険料、介護保険料、家賃、下水道使用料等に係る差し押さえ等の滞納処分に従事した場合	246 千円	1 件 400 円
用地交渉手当	公共工事担当課職員	公共用地の取得等のために、土地所有者等を行う用地交渉等で市長が著しく困難であると認めるものに従事した場合	198 千円	日額 400 円
高所・地下業務手当	高層建築物監督、検査等業務従事職員	地上 10m 以上又は地下 4メートル以上の深所で行う業務に従事した場合	0 千円	日額 350 円
公共土木施設災害応急作業手当	災害応急作業等従事職員	災害発生時に市が管理する河川、道路等の応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した場合	0 千円	日額 400 円
教員特殊業務手当	高等学校教育職員	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務、生徒の緊急の補導業務、週休日等に行われる対外運動競技、部活動等の指導業務に従事した場合	1,812 千円	日額 1,200 円 ～6,400 円

教育業務連絡指導手当	高等学校教育職員	市立の高等学校の教諭のうち、その職務が困難であるとして総務主任、教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事が当該職務に従事した場合	378 千円	日額 200 円
犬猫等処理手当	犬猫等死体処理作業従事職員	犬猫等死体の処理作業に従事した場合	0 千円	1 件 220 円
消防機関員手当	消防職員	消防吏員で機関員として従事した場合	1,017 千円	1 当務 150 円 ～200 円
災害出動手当	消防職員	消防吏員で水火災及びその他の災害に出動した場合	397 千円	1 回 200 円
救急出場手当	消防職員	消防吏員で救急業務のため出場した場合	8,766 千円	1 回 150 円 ～510 円
医師手当	医師の資格を有する職員	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務に従事した場合	0 千円	1 月 9 万円以内
有害物取扱手当	保健所に勤務する職員	試験、研究又は検査のため毒物及び劇物取締法第 2 条に規定する毒物又は劇物あるいは労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤有害物を取り扱う作業に 1 時間以上従事したとき	0 千円	日額 420 円
狂犬病予防作業等従事手当	保健所に勤務する職員	<p>狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づく作業で、次に掲げるものに従事したとき</p> <p>(1)狂犬病予防法第 5 条又は第 13 条に規定する予防注射</p> <p>(2)同法第 6 条又は第 18 条に規定する捕獲、抑留又は処分</p> <p>(3)同法第 8 条に規定する診断又は死体の検案</p> <p>(4)同法第 9 条に規定する隔離又は殺処分</p> <p>(5)同法第 12 条又は第 14 条に規定する死体の検査、死体の解剖又は殺処分</p> <p>(6)同法第 13 条に規定する検診</p> <p>(7)動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条、第 36 条又は第 40 条に規定する犬又は猫の引取り、収容又は殺処分</p> <p>(8)島根県動物の愛護及び管理に関する条例第 17 条に規定する捕獲又は処分</p>	0 千円	日額 370 円 犬の捕獲及び犬若しくは猫の収容又は殺処分の作業に従事したとき：犬 1 頭又は猫 1 匹につき 60 円を加算

<p>環境衛生 検査業務 従事手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>(1)大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び島根県公害防止条例に定める公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定業務(帳簿若しくは書類のみに係る立入検査又は採取現地以外の場所において行う検体の測定業務を除く。)に従事したとき (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は次に掲げる産業廃棄物の処理施設の立入検査(帳簿又は書類のみに係る立入検査を除く。)に従事したとき ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 ⑥動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。) ⑦動物の死体(畜産農業に係るものに限る。) (3)浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づく立入検査(帳簿又は書類のみに係る立入検査を除く。)に従事したとき</p>	<p>9 千円</p>	<p>日額 320 円 市長が認める検体の採取の作業を伴うときは 180 円を加算</p>
<p>衛生検査業務従事手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査又は寄生虫学的検査に従事したとき</p>	<p>4 千円</p>	<p>日額 370 円</p>
<p>と畜解体検査業務従事手当</p>	<p>保健所に勤務する職員</p>	<p>保健所に勤務すると畜検査員である職員がと畜場法第 14 条に規定する検査業務に従事したとき</p>	<p>0 千円</p>	<p>日額 420 円</p>

精神保健 業務手当	保健所に勤務する職員	次に掲げる業務で精神障害者と接して行うものに従事したとき (1)精神障害者の診療、看護、相談又は指導 (2)精神障害者の移送その他これに準ずるものとして市長が認める業務又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査若しくは診察の立会い	0 千円	日額 420 円 ～630 円
放射線取扱業務等 従事手当	保健所に勤務する職員	放射線の照射(撮影を含む。)その他市長が認める業務に従事したとき	0 千円	日額 370 円 診療放射線技術者： 1,340 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成 28 年度決算)	456,643 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度決算)	400 千円
支給実績 (平成 27 年度決算)	452,929 千円
職員 1 人当たりの平均支給年額 (平成 27 年度決算)	417 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (平成 28 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 28 年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 28 年度)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 職務の級 8 級 10,000 円 職務の級 7 級以下 11,500 円 ・配偶者のない職員の 1 人目 子 10,000 円 子以外 9,500 円 ・子 7,500 円 ・その他の扶養親族 6,500 円 ・特定期間 (満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末) の子の加算 5,000 円	異なる	配偶者 (職務の級 7 級以下)、配偶者のない職員の 1 人目 (子以外)、子の支給額	189,831 千円	222,024 円

住居手当	住宅を借りて月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給 借家居住者 ・月額 23,000 円以下の家賃 家賃－12,000 円 ・月額 23,000 円を超える家賃 (家賃－23,000 円) × 1/2 +11,000 円 最高支給限度額 29,500 円	異なる	借家居住者の最高支給限度額	107,617 千円	320,288 円
通勤手当	通勤のため交通機関を使用又は交通用具を利用する場合に支給 (ただし、通勤距離が 2km 未満の場合を除く) 交通機関利用者 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 2km～30 km 以上 3,200 円～22,300 円	異なる	交通用具使用者の距離区分及び単価	156,732 千円	108,390 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 23,000 円＋配偶者の住居との間の交通距離に応じた加算額 (6,000 円～45,000 円)	異なる	交通距離に応じた加算額のうち、300km 未満の距離区分及び加算額	1,392 千円	696,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 94,000 円 次長級 70,800 円 課長級 33,200 円～58,200 円		国は俸給の特別調整額として支給 (33,200 ～ 117,500 円)	135,254 千円	700,797 円
休日勤務手当	休日等(祝日法による休日、年末年始の休日)において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給	異なる	勤務 1 時間当たりの給料額の算出方法	63,865 千円	387,063 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した職員に支給	異なる	勤務 1 時間当たりの給料額の算出方法	2,828 千円	176,764 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に対して支給(時間外勤務手当、休日勤務手当は支給されない) 一般の宿日直 4,200 円 施設の宿日直 5,900 円	同じ		0 千円	0 円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営上の必要により、週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 勤務1回につき 3,000円～10,000円 ※ 勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じた額を支給。	異なる	国は、 4,000円～ 12,000円 /回	6,501千円	224,155円
義務教育等教員特別手当	市立の高等学校に勤務する教育職員に対して、20,200円を超えない範囲で、職務の級及び号給に応じて支給			2,008千円	74,367円
災害派遣手当	災害対策基本法に規定する災害応急対策又は災害復旧のために他の公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき 3,970円～6,620円			－千円	－円

5. 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	972,000円	(1,026,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,099,000円 / 463,500円
	副市長	792,000円	(836,000円)	
	教育長	680,000円	(717,000円)	
報酬	議長	584,000円		758,000円 / 529,400円
	副議長	504,000円		708,000円 / 466,000円
	議員	475,000円		664,000円 / 439,000円
期末手当	市長 副市長 教育長	(平成28年度支給割合) 6月期 1.50月分 12月期 1.75月分 計 3.25月分		
	議長 副議長 議員	(平成28年度支給割合) 6月期 1.50月分 12月期 1.75月分 計 3.25月分		
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式) 102.6万円×在職月数×38.7/100 83.6万円×在職月数×25.3/100 71.7万円×在職月数×19.7/100	(1期の手当額) 1,905.9万円 1,015.2万円 508.5万円	(支給時期) 任期毎

(注) 1 給料の()内は減額措置を行う前の金額です。

- 2 市長、副市長の退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
- 3 教育長の退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。